国内どさんこプラザマーケティング支援機能強化事業委託業務
企画提案指示書

１　委託する業務名

国内どさんこプラザマーケティング支援機能強化事業委託業務

２　業務の趣旨・目的

道内食品製造事業者へのマーケティング支援を充実させるため、道のアンテナショップ（北海道どさんこプラザ）の機能強化を図る企画提案を民間から公募し、優れた提案をしたものに事業の実施を委託する。

３　委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。

なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、北海道経済部食関連産業局食産業振興課（以下「食産業振興課」という。）と協議の上、実施すること。

（１）テスト販売の導入・実施

各圏域の中核となる次の店舗に、テスト販売制度を新たに導入のうえ、実施する。

ア　導入する店舗

店舗名	住所
北海道どさんこプラザ仙台店	宮城県仙台市青葉区一番町４丁目５番 24 号　錦章堂ビル１階
北海道どさんこプラザ名古屋店	愛知県名古屋市中村区名駅１丁目２番１号　名鉄百貨店メンズ館地下１階
北海道どさんこプラザ奈良店	奈良県奈良市西大寺東町２-４-１　近鉄百貨店奈良店地階

イ　導入する内容

テスト販売制度（※）を実施すること。

※どさんこプラザにおけるテスト販売制度（北海道 HP） https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/103176.html

ウ　実施時期

テスト販売制度における第２四半期（７月～９月）、第３四半期（１０月～１２月）、第４四半期（１月～３月）について、テスト販売を実施すること。

エ　テスト販売商品の選定

テスト販売商品の募集については、（１）イにおける制度に基づき、食産業振興課において行う。

テスト販売制度を導入するにあたり、当該店舗におけるテスト販売商品の選定方法について提案すること。

オ　来店客への周知

店内にテスト販売制度の看板等を掲げ、来店客に実施箇所や趣旨等がわかる表示をすること。

カ　テスト販売結果のフィードバック

テスト販売制度を導入する各店舗において、テスト販売結果をフィードバックできる体制を構築し、（１）ウの四半期毎に出品事業者へフィードバックを行うこと。

なお、第４四半期のフィードバックについては、委託期間満了後となることから、フィードバックを確実に行えるよう店舗側と十分な調整を行うこと。

【フィードバック内容の例示】

・店舗スタッフ、消費者、専門家等の評価（味・パッケージ・価格など）

キ　店舗への導入支援

テスト販売の導入に際して、将来的な自走化を想定し、店舗への導入支援を実施すること。

【導入支援の例示】

・陳列棚の確保（テスト販売は１期あたり 20 品目程度を想定）

・陳列の実施（各店舗１日あたり 2.5 時間を想定）

・店舗スタッフへのフィードバック方法等の指導

ク　提案内容

（１）アの各店舗にテスト販売制度を導入するあたり、商品選定、販売期間中の対応、フィードバック方法など、店舗に対する支援方法について提案すること。

（２）モニター調査の実施

消費者（どさんこプラザの利用者）からモニターを募集し、テスト販売商品を試飲試食する機会（以下「試食会」という。）を設け、商品に関するコメントを道内食品製造事業者にフィードバックするとともに、試食会に参加した消費者がＳＮＳで商品の魅力や店舗情報を発信し、どさんこプラザへの来店動機を創出する「モニター調査」を実施する。

ア　モニター調査導入店舗

店舗名	住所
北海道どさんこプラザ札幌店	札幌市北区北 6 条西 4 丁目 JR 札幌駅西通北口
北海道どさんこプラザ有楽町店	東京都千代田区有楽町２-10-１ 東京交通会館１階
北海道どさんこプラザ羽田空港店	東京都大田区羽田空港 第１ターミナル２階 出発ロビー南側
北海道どさんこプラザあべのハルカス店	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋１-１-43 近鉄百貨店あべのハルカス本店タワー館２階

イ　モニター調査の内容

（ア）対象とする道産食品

テスト販売制度における第２四半期（７月～９月）、第３四半期（１０月～１２月）、第４四半期（１月～３月）のセカンドステージ進出商品(※)を対象とすること。

なお、モニター調査に必要なサンプルの手配等について、各事業者と調整すること。

※セカンドステージ進出商品

どさんこプラザ札幌店、有楽町店のテスト販売において、テスト販売開始から１期目（３か月間）経過後、高評価を得た売上上位商品のことを指し、２期目（さらに３か月間）の販売に進むことができる。

（イ）モニターの募集

どさんこプラザ公式ＳＮＳ等を活用し、各店舗 10 名のモニターを募集すること。

【募集要件】

・年代別、性別、世帯構成等で選定

・ＳＮＳ等で商品紹介することに協力できる方を対象

（ウ）試食会

モニターに対し試食会を実施し、コメントを収集すること。

【実施イメージの例示】

・試食会場の手配

・対象商品の調理

・感想、商品の評価、購入意欲の程度などのコメントを収集

（エ）フィードバックの実施

モニターから収集した声をまとめ、事業者へフィードバックするなど、道産食品のニーズ把握と商品改善に寄与するマーケティング支援の取組とすること。

（オ）ＳＮＳ等での発信

モニターによるＳＮＳでの投稿により、どさんこプラザへの来店の動機付けや道産食品

のファン作りに寄与する仕組みとすること。投稿にあたっては、全国のどさんこプラザのフォロワー間で情報共有が図れるよう工夫すること。

【実施イメージの例示】

・どさんこプラザに興味を持つ、全国のフォロワーに対して情報発信

・どさんこプラザのフォロワー同士の情報のネットワーク化

ウ　提案内容

想定する会場、実施イメージについて、具体的に提案すること。また、事業者へのフィードバックの質を高めるための手法や、活用するＳＮＳツールを選定し、効果的な発信手法について提案すること。

（３）九州圏における「北海道どさんこプラザ」プロモーション

令和８年度以降の九州圏におけるどさんこプラザの新規出店に向けて、九州圏の消費者に対し、北海道の食ブランドの浸透及び市場拡大を図るために、百貨店等と連携し、道産食品に係るプロモーションを実施する。

ア　実施場所

福岡県福岡市内百貨店等、道産食品のプロモーションに効果的な場所を選定し提案すること。

イ　実施期間

会期は原則１週間とし、２回実施すること。

なお、企画提案の際には、実施場所及び期間を選定した理由を付記すること。

【実施時期の例示】

・１回目　９月頃

・２回目　令和８年２月頃

ウ　実施内容

次の(ア)～(エ)を具備すること。

（ア）　店舗外観は、道産食品を販売していることが明確に認識できるようにし、「北海道どさんこプラザ」の看板等を設置し、来店者に対し出店趣旨を理解できるような工夫を行うこと。

（イ）　販売する商品は道産食品 100 品以上とすること。

※道産食品の魅力が伝わるような商品説明用ＰＯＰ・ポスター等を掲示すること

※販売商品は基本的には常温、冷蔵、冷凍の３温度帯の商品を販売することとし、販売に必要な什器等を用意すること。

（ウ）　広告、ポスター掲示や動画を活用するなど、お客様に道産食品及び北海道の魅力が伝わるような工夫を行うこと。

（エ）　提案する際には、商品数、商品レイアウトのイメージなどを明確にすること。

エ　道産食品の市場データの収集

販売活動を通じて客層や売れ筋商品の動向、地域の特性把握などの市場データを収集することとし、必要な調査項目を提案すること。また、どさんこプラザの新規出店に向けて取り組むべき事項などを提案すること。

（４）どさんこプラザ期間限定出店

百貨店が開催する北海道物産展との連携により、相互送客や売上拡大等の相乗効果を図るため、どさんこプラザを期間限定出店する。

ア　実施場所

「北海道の物産と観光展（※）」の会期に併せ実施することとし、道産食品のプロモーションに効果的な場所とすること。

なお、「北海道の物産と観光展」と同等規模の北海道物産展であれば、他百貨店等の北海道物産との連携であっても提案を可とする。

※北海道の物産と観光展（北海道 HP）
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/88875.html

イ　実施期間

会期は原則１週間とし、７会場で実施すること。

なお、企画提案の際には、連携する北海道物産展の選定理由を付記すること。

ウ　実施内容

次の(ア)～(オ)を具備すること。

（ア）店舗外観は、道産食品を販売していることが明確に認識できるようにし、「北海道どさんこプラザ」の看板等を設置し、来店者に対し出店趣旨を理解していただける工夫を行うこと。

（イ）販売する商品はおおよそ道産食品 20 品以上とし、テーマを設定して実施すること。

【テーマの例示】

・「北海道産ワインとのペアリング」をテーマとし、ワインとチーズの試飲・試食販売と物産販売を併せて実施する。

・生産者のこだわりが伝わるような商品説明用ＰＯＰ・ポスター等を掲示する。

（ウ）販売商品は基本的には常温、冷蔵、冷凍の３温度帯の商品を販売することとし、販売に必要な什器等を用意すること。

なお、テーマ設定によっては、この限りではない。

（エ）広告、ポスター掲示や動画を活用するなど、お客様に道産食品及び北海道の魅力が伝わるような工夫を行うこと。

（オ）提案する際には、商品数、商品レイアウトのイメージなどを明確にすること。

エ　道産品の市場データの収集

販売活動を通じて客層や売れ筋商品の動向、地域の特性把握などの市場データを収集すること。また、今後、百貨店等の北海道物産展とどさんこプラザとの相乗効果を図ることができる取組について、提案すること。

（５）報告書の作成

次の項目を含む報告書の作成をすること。

なお、下記イについては、提案すること。

ア　（１）～（４）の実施結果（売上実績、売上分析を含む）

イ　その他、事業成果として報告できる項目

４　契約の方法等

（１）契約方法

総合評価一般競争入札

（２）委託期間

契約締結日の日から令和８年（2026 年）３月 13 日（金）まで

５　審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

（１）業務遂行能力全般

・業務実施に必要かつ十分なものとなっているのか。

・道内関係団体・事業者とのつながりをはじめ、十分な知見やマーケティング活動の実績を有しているか。

・業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールになっているか。

（２）企画提案内容

・テスト販売の導入・実施に係る取組について、テスト販売の実施内容は、事業の趣旨を踏まえた適切な提案となっているか。

・モニター調査に係る取組について、モニター調査の実施内容は、事業の趣旨を踏まえた適切な提案となっているか。

・九州圏における「北海道どさんこプラザ」プロモーション係る取組について、プロモーションの実施内容は、事業の趣旨を踏まえた適切な提案となっているか。
・どさんこプラザ期間限定出店に係る取組について、期間限定出店の実施内容は、事業の趣旨を踏まえた適切な提案となっているか。
・企画全体を通して、具体的かつ実現性が高いものであり、道のアンテナショップ（北海道どさんこプラザ）の機能強化を図る内容となっているか。
・報告書の項目の設定・考え方が適切であるか。

（３）道施策との適合性

ア　「北海道働き方改革推進企業認定制度」における４つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。（認定グレードに応じて加点。）

イ　「北海道働き方改革推進企業認定制度」における３つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支　援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。（一定以上の認証ポイントを取得している場合に加点。）

ウ　国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。（宣言している場合に加点。コンソーシアムの場合は、構成員のうち１者でも宣言していれば加点。）

６　参加資格の要件

次のいずれにも該当すること。

（１）法人若しくは法人以外の団体（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

（２）法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。ただし、アについては、構成員のうち最低１者以上とする。

ア　道内に本社又は事業所等を有する法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。

イ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項に規定する者でないこと。

ウ　地方自治法施行令第 167 条の４第２項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ　暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ　次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。

（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ　次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ク　コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

（３）コンソーシアムにおいては、（２）の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア　コンソーシアムを構成する法人等の間に明確な契約が存在すること。

イ　北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後５年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

７　再委託の禁止

（１）次のような場合は、再委託を認めない。

ア　委託業務をそのまま全部再委託する場合

イ　委託業務の主要な部分を再委託する場合
ウ　本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち１件以上の業務を全部再委託する場合

（２）委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者は、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者は変更の届出を提出するものとする。

ア　再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。
イ　再委託することに合理的な理由があるとき。
ウ　再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

（３）再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

８　参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び添付資料を提出すること。

（１）提出書類　参加表明書及び添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）
（２）様　　式　別添様式による。
（３）提出部数　１部
（４）提出期限　令和７年（2025 年）４月９日（水）正午（必着）
（５）提出場所　10 の（６）のとおり
（６）提出方法　持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による。
持参の場合、受付時間は土日及び祝日を除く平日の午前９時から午後５時までとする。なお、提出期限である４月９日は正午までとする。

９　企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

（１）提出書類　企画提案書及び付属資料
（道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合、国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）、宣言書（写し）を提出してください。）
（２）様　　式　企画提案書は、別添様式による。付属資料はＡ４サイズとし、任意様式とする。
（３）提出部数　企画提案書及び付属資料とも 12 部
※１部は、提案者名を記載したもの。残りの 11 部は提案者名を記載しないもの。
※企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。
（４）提出期限　令和７年（2025 年）５月７日（水）正午（必着）
（５）提出場所　10 の（６）のとおり
（６）提出方法　持参または郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による。
持参の場合、受付時間は土日及び祝日を除く平日の午前９時から午後５時までとする。なお、提出期限である５月７日は正午までとする。

10　その他

（１）企画提案
この企画提案指示書に記載の業務を実施した際に想定される成果と同等以上の成果が見込まれる場合、理由を付記のうえ、企画の提案を認めることとする。

（２）予算に係る留意事項
本業務は、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金事業の採択決定前であるため、国の採択の可否によっては、委託業務の内容について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。

その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがある。

（３）公募手続きにおいて使用する言語、通貨

日本語、日本円

（４）無効となる提出書類

企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
・虚偽の内容が記載されているもの。

（５）その他

ア　会場の使用条件等を確認する必要がある場合は、食産業振興課に問い合わせること。
　北海道どさんこプラザ運営者に直接問い合わせしないこと。

イ　全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

ウ　提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には提出者に無断で使用しない。
　なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

エ　提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

オ　提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。

カ　全ての提出書類は返却しない。

キ　本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

（６）問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒０６０－８５８８　札幌市中央区北３条西６丁目（北海道庁本庁舎９階）
北海道経済部食関連産業局食産業振興課マーケティング係（担当：岩元）
電話　　０１１－２０４－５７６６（内線２６－８１７）
ファクシミリ　０１１－２３２－８８６０